

## 浄化槽使用開始報告書

年 月 日

生駒市水道事業管理者 殿

浄化槽管理者 住所  
(設置者)

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所  
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話

次のとおり浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第10条の2第1項の規定により報告します。

1. 設置届出又は建築確認若しくは計画通知の年月日	年 月 日 届出	建築 計画 確認 通知
2. 浄化槽設置場所の地名地番		
3. 種類	① 浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号 ) ② その他 建設省告示第1292号 の 号 号	
4. 処理対象人員及び算定根拠	人	人 槽
5. 使用開始年月日	年	月 日
6. 技術管理者	住 所	
	氏 名	
7. 浄化槽保守点検業者	住 所	
	氏 名	
	登録番号	
※事務処理欄	担 当	処理日

(注)

- 1 技術管理者欄は、浄化槽処理対象人員が501人以上の場合、記入してください。
- 2 当該浄化槽の使用前の保守点検結果を示す書類を添付してください。
- 3 技術管理者を置く場合にあっては、環境省関係浄化槽法施行規則第8条に規定する技術管理者の資格を有することを証する書類を添付してください。
- 4 浄化槽保守点検業者欄は、浄化槽の保守点検を保守点検業者に委託する場合に記入してください。

※ 欄には、記載しないこと。

別 紙

浄化槽保守点検結果書

作成者（浄化槽管理士）

氏名

次の浄化槽の使用前の保守点検結果を報告します。

設 置 場 所			
規 模 人 槽	人槽	認 定 番 号	
保守点検年月日	年 月 日	使用開始年月日	年 月 日

点検事項

- 1 し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
- 2 浄化槽には、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこと。
- 3 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は、清掃に支障を及ぼすおそれのある  
構造物を設けないこと。
- 4 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけない  
こと。
- 5 通気装置の開口部をふさがないこと。
- 6 流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況
- 7 槽の水平の保持の状況
- 8 流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況
- 9 単位装置及び附属機器類の設置の位置の状況